

出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する

出向で
雇用維持を

「産業雇用安定助成金（仮称）」のご案内

対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

助成率・助成額

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部が助成されます。

■出向運営経費

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額	12,000円/日	

■出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるために用意する機器や備品などの**出向に要する初期経費の一部が助成**されます。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額	各5万円/1人当たり(定額)	

助成金比較（イメージ）

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

■産業雇用安定助成金(仮称)

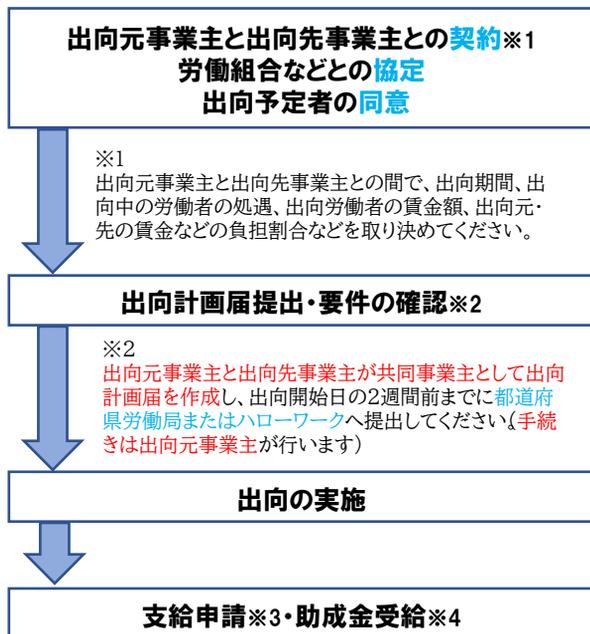
出向運営経費 (出向元賃金負担) 3,600円		出向運営経費 8,400円 (出向先賃金負担 5,400円、 教育訓練および労務管理に 関する調整経費など 3,000円)	
産業雇用安定助成金	実質負担	産業雇用安定助成金	実質負担
9/10	1/10	9/10	1/10
3,240円	360円	7,560円	840円

■(参考)雇用調整助成金の場合

出向運営経費 (出向元賃金負担) 3,600円		出向運営経費 8,400円 (出向先賃金負担 5,400円、 教育訓練および労務管理に 関する調整経費など 3,000円)	
雇用調整助成金	実質負担	雇用調整助成金	実質負担
2/3	1/3	10/10	8,400円
2,400円	1,200円		

この助成金の創設には、補正予算の成立、厚生労働省令の改正などが必要であり現時点ではあくまで予定となります。

受給までの流れ



※1
出向元事業主と出向先事業主の間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

※2
出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として出向計画届を作成し、出向開始日の2週間前までに都道府県労働局またはハローワークへ提出してください(手続きは出向元事業主が行います)

※3
1か月以上6か月以下の任意で設定した期間(月単位)ごとに
出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として支給申請書を作成し、都道府県労働局またはハローワークへ提出してください(手続きは出向元事業主が行います)

※4
支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金が支給されます。

SATO社会保険労務士法人 東京オフィス・営業担当

ご連絡ください！

TEL: 03-6831-3310

メールアドレス:sato-sales@sato-group.com